

青少年育成吉川市民会議会則

(名称)

第1条 この会は、青少年育成吉川市民会議（以下「市民会議」という）と称する。

(目的)

第2条 市民会議は、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 地域での青少年育成に関する事業
- (2) その他市民会議の目標達成のために必要な事業

(構成)

第4条 市民会議は、この会議の目的に賛同する正会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 正会員は、この会議の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。
- 3 賛助会員は、この会議の目的に賛同し、この会議の運営に協力する個人及び団体とする。

(会議)

第5条 市民会議に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 部会
- (4) その他必要な会議

(総会)

第6条 総会は、市民会議の最高機関とし、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、定例総会及び臨時総会とする。
- 3 定例総会は、毎年1回、会計年度終了後2か月以内に開催し、会長が招集する。
- 4 定例総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他理事会が必要と認めた事項
- 5 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の5分の1以上から請求があったときに開催する。
- 6 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会)

第7条 理事会は、理事を持って構成し、次の事項を決議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、会長が招集し、会議を主宰する。

(部会)

第8条 市民会議は、第2条の目的達成のため、次の部会を置き、運営、推進にあたる。

- (1) 青少年育成部会
 - (2) 広報部会
- 2 各部会に、部長を置く。また、必要により副部長を置くことができる。
- 3 各部会は、必要に応じて各部長が招集する。

(決議)

第9条 市民会議の議事は、出席者の過半数の同意を得て決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員)

第10条 市民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第11条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、正会員の中から理事会で選出し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 理事及び監事は、正会員の中から総会で選任する。
- (3) 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、第7条に定めるところにより、その職務を行う。
- 4 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問)

第14条 市民会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べるができる。ただし、表決に加わることはできない。

(会計年度)

第15条 市民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第16条 市民会議の経費は、会費、補助金、寄付金等をもってあてる。

(会費)

第17条 正会員及び賛助会員は、次に定める会費を納めるものとする。

(1) 個人の正会員 年額 1,000円

(2) 団体の正会員 年額 5,000円

(3) 個人の賛助会員 年額 1口1,000円とし、1口以上

(4) 法人及び団体の賛助会員 年額 1口5,000円とし、1口以上

2 前項の規定にかかわらず、団体である正会員のうち、理事会が認定した者の会費は免除することができる。

(入会)

第18条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出して、会長の承認を得なければならない。

2 会長は、その結果を次の理事会に報告する。

(退会)

第19条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が会費を2年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(除名)

第20条 会員が市民会議の名誉をき損し、又は市民会議の目的に反する行為をしたとき、理事会の決議により、除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第21条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

(事務局)

第22条 市民会議の事務を処理するため、吉川市少年センターに事務局を置く。

2 事務局には事務局長、会計その他の職員を置く。

3 事務局長、会計その他の職員は、会長が任命する。

4 事務局の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第23条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

附則

1 この会則は、平成24年2月24日から施行する。

2 設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、設立総会において選出及び決定する。また、その任期は、第13条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

3 設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から平成25年3月31日までとする。

4 設立初年度の会費は、第17条の規定にかかわらず、徴収しない。

附則

この会則は、平成25年5月28日から施行する。

附則

この会則は、平成26年5月27日から施行する。

附則

この会則は、令和4年5月26日から施行する。